

## 平成27年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 平成27年3月20日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

2番 亀井賢夫	3番 柳原只雄	4番 小椋利廣
5番 脇本健樹	6番 久保八太雄	7番 上野祥司
8番 濱口太作	9番 米澤善吾	10番 山本賢誓
11番 堺喜久美	12番 町田又一	13番 林竹松
14番 山下浩平		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	上松一喜
事務局次長兼班長	寺岡安弘
議事班主任	武井美冬
議事班主事	小味秀行

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小松幹侍	副 市 長	久保信介
総務課長	山本康二	企画財政課長	川上建司
滞納整理課長	西村城人	財産管理課長	谷口稀稔
税務課長	長谷川貞彦	市民課長	萩野義興
保健介護課長	日垣龍二	人権啓発課長	松本大成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹本俊之	建設課長	岡本秀彦
商工観光深層水課長	中西政夫	ジオパーク推進課長	和田庫治
防災対策課長	上松富士樹	会計管理者兼会計課長	長崎潤子
福祉事務所長	黒岩道宏	教 育 長	谷村幸利
学校保育課長補佐	宮脇誠	生涯学習課長	森岡光
水道局長	久保一彦	消 防 長	竹谷昭一
監査委員事務局長	中山一彦		

7. 議事日程

日程第1 議案第24号 平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第1号 平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認について

- 議案第 2 号 室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第 3 号 室戸市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 議案第 4 号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 室戸市伝統的建造物群保存地区における室戸市税条例の特例を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 ふるさと室戸応援寄附金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 室戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第10号 室戸市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第12号 室戸市文化財保護条例の一部改正について
- 議案第13号 室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 議案第14号 室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第15号 保育所の保育実施に関する条例の廃止について
- 議案第16号 室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の制定について
- 議案第23号 室戸市中央公園条例の一部改正について
- 議案第28号 平成27年度室戸市一般会計予算について
- 議案第38号 平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更について
- 議案第39号 安芸広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第 3 議案第 5 号 室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 室戸市介護福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第17号 室戸市介護保険条例の一部改正について
- 議案第18号 室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第20号 室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第21号 室戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第22号 室戸市沿岸小型共同利用漁船設置及び管理条例の廃止について

議案第25号 平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について

議案第26号 平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算について

議案第27号 平成26年度室戸市水道事業会計第2回補正予算について

議案第29号 平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第30号 平成27年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第31号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について

議案第33号 平成27年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算について

議案第34号 平成27年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第35号 平成27年度室戸市水道事業会計予算について

議案第36号 平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更について

議案第37号 室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定について

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第4 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第42号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

日程第7 議案第43号 室戸市議会委員会条例の一部改正について

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第7まで

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（山下浩平君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。上松議会事務局長。

○議会事務局長（上松一喜君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数14名中欠員1名、現在13名の出席でございます。

なお、執行部から、中屋教育次長兼学校保育課長、公務出張のため、かわりまして宮脇学校保育課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山下浩平君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 日程第1、議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算についてを議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。亀井総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（亀井賢夫君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算についてにつきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、3月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金のうち、生活バス路線運行維持費補助金2,172万6,000円について、利用者が少ない区間を小型バスにすれば補助金を減額できるのではないかと質疑があり、執行部から、利用者が少ない区間を小型バスにすれば経費縮減はできるが、その小型バスの購入費や車庫等の新たな経費が必要となる。高知県地域交通協議会東部ブロック会の中では具体的にそういった話は出ていないと答弁がありました。

次に、総務課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、11目情報管理費の減額の主なものはと質疑があり、執行部から、13節委託料、減額169万1,000円は、個人情報保護制度再構築支援業務委託料で当初見積もりの業務内容の見直しを行ったためである。また、電算機器保守他委託料で基幹業務保守に関するシステムエンジニアの派遣数減により減額となった。また、14節使用料

及び賃借料717万8,000円の減額は、電算機器他賃借料で基幹業務システムのサービス利用料が当初見込みより減額となった。また、本年度導入予定であった文書管理システムについて、システム導入前に文書管理体制の見直しを行うため、導入を見送ったものであると答弁がありました。

次に、財産管理課であります。

執行部の説明の後、委員から、5項住宅費、1目住宅総務費、19節負担金補助及び交付金、老朽住宅除却事業補助金2,000万円について、この実施件数はと質疑があり、執行部から、この事業は費用の8割を補助するものである。上限額100万円で20軒分を予算化したと答弁がありました。

次に、ジオパーク推進課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、13目ジオパーク推進費、19節負担金補助及び交付金、室戸ジオパーク推進協議会補助金27万円について、どうして今の時期での補正なのかと質疑があり、執行部から、室戸世界ジオパークセンターのオープンに係る経費及び世界認定再審査に係る経費であり、今年度から準備する必要があるため、今回の補正予算に計上したと答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、14目防災対策費、25節積立金239万6,000円について、防災対策加速化基金積立金の総額は幾らになるかと質疑があり、執行部から、平成25年度の工事である津波避難タワー及び避難路関係の県交付金が本年度に交付されてきたので、その分を積み立てしたものである。平成26年度末現在で2,353万5,000円になると答弁がありました。

次に、市民課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項保健衛生費、4目環境衛生費、15節工事請負費、火葬場整備工事費で、当初予算は1億1,216万1,000円であったが、今回の補正額7,323万3,000円の内訳はと質疑があり、執行部から、補正額7,323万3,000円のうち5,141万6,000円は繰越明許となっている建築主体工事の変更分である。残りの2,181万7,000円については、繰越明許の機械設備工事の変更分455万9,000円、同じく電気設備工事費の変更分597万4,000円及び未発注である造成工事2期分の工法変更による変更分736万8,000円であると答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部の説明の後、委員から、3項生活保護費、2目扶助費、20節扶助費、生活保護扶助費が5,862万9,000円減額となっているが、その理由はと質疑があり、執行部から、生活保護被保護人員が4月に比べ減少したことに伴う減額である。主なものは生活扶助が1,258万5,000円の減額、医療扶助が3,350万4,000円の減額であると答弁がありました。

次に、保健介護課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項保健衛生費、3目健康推進費、19節負担金補助及び交付金、不妊治療等補助金230万円について、対象者数はと質疑があり、執行部から、高知県で同様の補助があり、その助成対象者は平成25年度高知県全体で延べ290人、実質数は178人、安芸郡下では延べ25人、室戸市では5人程度であると答弁がありました。

次に、商工観光深層水課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項商工費、3目観光費、19節負担金補助及び交付金で観光宿泊施設整備事業費補助金758万円について、事業内容と実施件数はと質疑があり、執行部から、宿泊施設に対する補助であり、W i - F i 設置の費用10万円を5施設、多面語化の案内板の設置を9施設、バリアフリー化を図るための手すりの設置を2施設、トイレの洋式化を9施設など、改修等に対し補助をするものであると答弁がありました。

次に、建設課であります。

執行部の説明の後、委員から、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、22節補償補填及び賠償金が1,210万円減額となった理由はと質疑があり、執行部から、N T T の電柱移設の予定が官地から民地になり、市の負担が必要なくなった。また、市道坂本線の道路改良事業の用地交渉の和解が得られず、建物の移転が執行できなくなり減額が生じたと答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員から、5項保健体育費、3目学校給食共同調理場費、18節備品購入費、調理用備品他購入費500万円減額の理由はと質疑があり、執行部から、西部学校給食センターの給食配送車2トン車と軽四トラックの購入が入札減となったためである。また、調理用備品にも入札減があり減額となったと答弁がありました。

滞納整理課、選挙管理委員会、人権啓発課、農林水産課、消防本部、生涯学習課につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（山下浩平君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

御報告いたします。

本日、本案に対し、山本賢誓君外1名から組替えを求める動議が提出されております。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本動議につきましては、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者がございますので、成立いたしました。

この際、提出者から提出理由の説明を求めます。山本賢誓君。

**○10番（山本賢誓君）** 10番山本。平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算に対する予算の組み替え動議を提出しました。それに対して提出理由を読み上げます。

その前に、平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について、下記のとおり組替えを要求します。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、15節工事請負費7,323万3,000円のうち、新火葬場建築主体工事請負契約変更増額分5,141万6,226円を削除すること。

提出理由としましては、増額理由が、平成25年度から26年度にかけて建設物価及び労務単価の上昇によるスライド条項の適用であります。これは、25年度から26年12月27日にスライド条項の適用ということになっております。それから、物価の上昇と労務単価の上昇によると説明がありましたけれども、私が県及び測量会社、設計会社等で調査の結果、若干の上昇は認められるというものはあります。それから、当初設計の単価が低いという部分もそれは確認はできております。けれども、双方全て合わせて平均上昇率が44%というふうになっております。そういった価格変動は調査してきたの結果、平均でそれほど上がるということはまずないというふうな聞き取りをしております。

また、工種によっては70%を超える価格上昇から増額が130%、140%というような増額金額も出ております。そういったことから、不信感を拭えないという部分があります。

それから、この変更の積み上げ金額というものは、当然担当課から単価の基準をもとにして適正な価格で積み上げをして市長決裁というふうになるとは思いますけれども、聞き取りの結果、そういった手続が抜けているというふうなこともあります。

それから、スライド条項適用金額の8,200万円ですけれども、それに対して3,700万円、800万円の増額でありますので、こういった大幅な増額がある場合には、例えば県の判断を仰ぐとか県の説明を仰ぐとかというようなことも必要であったのではないかと思います。県のほうへ行けばそういうことに対処してくれる部署もありますから、そういったことが欠如しているというふうに私は判断をします。

そういうことから、今回の増額分5,141万6,000円を一旦白紙撤回し、白紙削除し、適正な価格を再検討するように求めて、動議提出理由といたします。以上です。

**○議長（山下浩平君）** ただいまの提出理由の説明について質疑のある方の発言を許可いたします。林竹松君。

**○13番（林 竹松君）** 13番林。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算組替え動議提出に対する質疑を行います。

まず、お聞きをいたしますが、提出理由を見ますと、適正な価格に再検討することとありますが、ここで言う適正な価格とはどういうものなのか、どのくらいなのか、お聞きをいたします。



次に、その価格が発注者と請負業者双方が納得できるものなのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

工事価格は、建設物価や業者からの見積書を比較し、そして建築されております。これは、ほかの公共工事も同様であります。この工事価格が適正でないという法的権利は何であるのか、お聞きをするものであります。

次に、なぜ5,141万円の予算を削除しなければならないのか、その法的根拠もあわせて説明を求めたいと思います。

この建築工事で請負業者は、工事遅延のため損害をこうむっていると聞いております。工事価格が幾らなら業者に損害を与えずに済むのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

次に、市民の皆様も新しい火葬場が建築されることを一日千秋の思いで待ち焦がれております。市民の願いをかなえること、これこそが我々議員に課せられた責務であります。一刻も早く完成することを望みます。

次に、不信感を拭い去ることができないというようなことがあります。不信感とはどういうものなのか、説明を求めるものであります。

そして、提出者から報告がありましたように、物価上昇は調査の結果、認めておるといふように言われておりますが、どれくらいの物価上昇率があったのか、あわせて説明を求めます。

第1回目の質疑を終わります。

**○議長（山下浩平君）** 提出者の答弁を求めます。山本賢誓君。

**○10番（山本賢誓君）** 林議員の質疑にお答えをいたします。

途中で書き間違えたところがあったら指摘してくださいね、答弁で抜けちゅうところがあったら。

まず、提出理由ですけれども、これは市議会の会議規則第14条にのっとってのことです。御理解いただきたいと思います。

それから、適正な価格とはどれぐらいかということです。これは、あくまでも公共工事ですので、建築基準に適した単価というものがあります。その中で、建設物価とかというものを直接使う場合もありますし、材料によっては各業者から見積単価をとって、それを設計に上乘せると、設計の中に組み込んでいくということでもありますので、それは出てきたら役所がチェックして、この単価であれば問題ないという場合、それと公共事業で公共単価で構成されている単価がありますので、そういったものを使用するのが適正な単価であると思います。

それから、双方が納得できる単価とは何かと、どれぐらいかということでもありますけれども、これはそういう基準はないと思います。なぜなら、設計単価があって、契約をして、落札業者はその単価でこの金額でやりますとやっておるわけですから、そういったものは双方が納得できるというようなことは存在しないと思います。

ただ、今回の場合はスライド条項っていう部分がありますので、それに適合する部分に対し

ての価格変動を市のほうが増額するということになっております。

ただ、あくまでもそれはスライド条項に対応する12月27日以降の残工事に対する設計変更しない材料に対しての上昇分ですので、そのところは御理解していただきたいと思います。

それから、建設物価、見積もりで構成された金額の法的根拠は何かということですが、私もそれは公共単価決定をする部分でありますので、それが建設法か会計法か何か知りませんが、そういったものの第何条に該当するか、相当するかっていうものは私はちょっとわかりません。

それから、4番目の5,141万6,000円を減額せよということですが、それはどうした、法的根拠が要ることですが、これは1番目に言ったように会議規則第14条で議員の自由な動議提出の理由でありますので、それは動議提出理由に述べらせてもらったがと一緒だと思いますので、そういうことでございます。

それから、5番目に、ちょっと聞いて、幾らなら損害をという分何て言うた、幾らなら損害を与えるとかっていう部分があったがけど、何て言いましたっけ。

(17番林 竹松君「損害。業者にこの工事が遅延することによって損害を受けておるということを聞くと」と呼ぶ)

**○10番(山本賢誓君)** (続) 工事の遅延によって損害を業者がこうむっていると、その遅延によって損害をこうむるといふことに対しては、公共事業であればそれは正当な理由がある場合以外は金額を打つことはできないと思います。ただ、それは工期の延長とかで対応していくということが通常の場合であります。

それから、今回はそういった工期の延長をしたためにスライド条項が適用されましたので、そこで対応していくということになるかと思えます。

それから、市民の願いが早急にできてください、願いがあるということでしたけれども、これで予算の組替え動議を提出して、組替えが成立するか否かは別にして、工事がとまるわけではありません。工事はそのまま継続してやっていきますので、その中で増額単価の見直しをということで動議提出してしますので、工事がとまるということではありません。

それから、7番目に質疑のありました不信感ということですが、それは先ほど私が説明したように、増額分の単価の積み上げが担当課からできていないということと、それから県庁なり設計事務所等で聞き取りをした結果、それほどの単価アップは、平均でもそうですし、特定な工事では100%を超える単価アップがありますので、そういったものはあり得ないということです。

それから、最後に物価上昇率ということですが、労務単価におきましては、平成24年から25年度にかけて10%、13%の上昇率がありますけれども、これはスライド条項の対象外でありますので、25年から26年度にかけては5.8%程度が労務単価の上昇であります。

それから、物価のほうは、資材によってはいろいろばらつきがありまして、大体9%、それ

から8%、10%というふうには、型枠なんかも当然単価が安いという部分で70%ぐらい上がってるといふような部分があります。これは、議会資料で市民課のほうからいただいた資料の範囲内の中だけです、それ以外の物価上昇率は私にはわかりません。以上です。

○議長（山下浩平君） 答弁漏れについて答弁を求めます。山本賢誓君。

○10番（山本賢誓君） ちょっと順序が逆になりますけれども、上昇率を具体的に言えということですが、言いましたでしょ、何%、何%って全部。工事の種類……。

（発言する者あり）

○10番（山本賢誓君）（続） 今聞いた、具体的に言え、何%、何%言えって。

（17番林 竹松君「具体的金額を言わないかんやか」と呼ぶ）

○10番（山本賢誓君）（続） 言いますよ、書いてくださいよ、言いますから。

（発言する者あり）

○議長（山下浩平君） 答弁しゅうき、聞いてくださいや。答弁漏れをしゅうがやき、ちょっと聞いてください。

○10番（山本賢誓君）（続） いいですか。何点かあったみたいですが、建設単価、見積もりでできている分の法的根拠を示せということでしたけれども、これは私答えてますよ、そういうことはわかりませんというのは。

ただ、建設物価というのは公共工事を構成するための一つの資料ですからね、これが根拠になるわけですよ、単価構成していくには。それと、建設物価以外のもの取扱業者によって見積単価をしてくれるもの、これなんかが入って初めて設計単価ということになりますので、これはちゃんと説明してますので、最初から。

それから、削除する法的根拠、5,141万6,000円を削除する法的根拠、これは、林さんね、さっきも言うたように、議会会議規則第14条で定められた議員の議案提出権の中でやりゆうわけですから、この法的根拠というのもそれぞれのものですよ。

それから、上昇率を具体的にということですが、それでは資材別にちょっと言いますので、労務単価と資材、資材というよりも加工組み立てとかそんなも入って、労務の歩掛かりも入ったもんもありますので、これは言いますので、書いてください。

まず、鉄筋工、平成25年7月と26年12月の、これは全部比較ですので、スライド条項が適用されたときの単価の適用です。鉄筋工が1万5,200円が1万6,500円、それから塗装工、1万5,700円が1万7,000円、上昇率は1.08%です。最初の鉄筋工は1.09%です。それから、型枠工、1万5,900円が1万7,200円、これは1.08%です。それから、大工、1万7,000円が1万8,400円、これは1.08%です。それから、内装工が1万7,900円が1万9,300円、1.08%です。異形鉄筋、これは材料代だけですけれども、トン当たり6万2,000円が6万8,000円、これ10%の上昇です。それから、加工組み立て費、これは鉄筋加工組み立て費と思われませんが、3万1,000円が4万6,000円、これは48%の上昇であります。それから、ガス圧接の、これは単位は

箇所ですけれども、420円が510円というふうになっております、21%の上昇であります。それから、コンクリート工事では、立米当たり単価が1万5,500円が1万6,500円というふうには、これは6%、1.06%の上昇であります。それから、型枠ですけれども、地上の部分、地下の部分がありますけれども、スライド条項に適用部分のもののみ言います。今まで言ったのは、この火葬場建築主体工事にかかわったコンサル設計会社の管理会社の単価です。私の調査した分はもうちょい低い分がありますけれども、その単価を言いますね。型枠につきましては、当初設計が2,600円、平米単価です。これは、調査の結果、当初設計の平面2,600円というのは、これは安いというような調査ができてます。恐らくこれは2,600円が3,400円か3,500円はしているだろうということで、当初の設計がちょっと低いと、その分上昇分が4,600円ということになってます。それは、調査会社のほうでは4,000円とか4,100円とかということですよ。

そういったことを含めた中で、総合的に直接工事費の増加分、直接工事費の増加分というのは、残工事に対するスライド条項があつて、その各材料が直接工事費の何%を占めているかということで、直接工事費の増額に対して大きくかかわってきますので、そういったことをいろいろ私も土木の経験をしておりますので、勘案しておかしいというふうに判断をしたわけですよ。

それから、あと何の質疑があつたかちょっと忘れちゃったけど、以上で一回終わります。

○議長（山下浩平君） 林竹松君の2回目の質疑を許可いたします。林竹松君。

○13番（林 竹松君） 2回目の質疑を行います。

ちんちんたらたら、ちんちんたらたら説明がありましたけれども、一向に質疑者に対しての納得できるような説明にはなっていないことをつけ加えておきます。

そしてもう一点は、私、法的根拠をあなたに、山本議員にお聞きをしました。法的根拠は、あなたが言われる条項、条例、これは動議を提出できる権利であつて、その条項であります。それは法的根拠にはならないというふうに思いますので、もう一度ひとつ説明を求めたいと思います。なければならないでいいですよ。

そしてもう一点は……。

（発言する者あり）

○13番（林 竹松君）（続） 議長ええかね、やりとりしても。

○議長（山下浩平君） 静粛に願います。

○13番（林 竹松君）（続） そういうことで、再度指摘をし、お聞きをしておきたいと思ひます。

ただ、次にはここに書かれておるように不信感というものが、あなたがたらたら説明をしてきたそのものが不信感であるというふうに言われておるけども、不信感とは法的根拠があるのかないかということも私は聞きましたね。

（発言する者あり）

○13番(林 竹松君) (続) そうそう、不信感。それが私は、なければ不信感があるきにこの予算を削除せえじゃということにはならないと思うんですよ。法的根拠がないならば、この言葉を取り消してもらいたいと思います。

そして、もう一点聞いておきますが、物価上昇率についてあなたの説明を聞きました。そのことが今回の予算とね、このあなたが言われる五千何ぼですか、5,141万6,000円、これ端数がついておりますけども、そのことをいわゆる削除しなければならない理由なのかと、どういう理由で削除しなければならないとかというようなことが定かではないわけよ。ただ、山本議員の説明についてはやね、自分は気に食わないから削除するんだということだけにしか聞こえないわけ。

議会というところは、憲法、自治法、条例、申し合わせ事項、そういった組み合わせによって議会運営がやられておるわけですから、気に入る、気に入らないで判断するものではないと思います。自分に気に入らなくても、やはり執行部から提出された予算が法的に合致しておれば、我々議会としては認めていかなければならんという義務はあると思うんです。その辺のところ、この不信感に対するあなたの考え方をもう一度わかるように説明をしてください。

以上、2回目の質疑を終わります。

○議長(山下浩平君) 提出者の答弁を求めます。山本賢誓君。

○10番(山本賢誓君) 林議員の質疑にお答えします。

まず、その前に一言申し上げておきますけれども、議員の責務というのは、林さんも今言いましたように、私たちも議員というものは、室戸市の行政が全てにわたって適正に執行されているかと、特に予算もそうですけれども、そういった中で疑義のあるものに対しては手を挙げて質疑をすとか、修正すとか、それからそういうふうな行為をするのが議員の務めでありますので、私はその権利を今履行しているということですので、そこのところは御理解願いたいと思います。

まず、減額に対して法的根拠を述べよということですが、減額に対する法的根拠という質疑の理由が私にはよくわかりません。なぜなら、言ったように、単価が確かにスライド条項適用によって上がっておりまして、それに対する上昇分はオーケーですということです。

それから、5,141万6,000円の金を全部削除しろとは一回も言っておりません。5,141万6,000円を一旦削除して、適正な価格で再検討することを要望すると書いてありますので、その金を増額したらいかんということは全く私は言うておりませんよ。一旦削除して、適正な価格で判断をし直してくださいということです。それで工事がとまるとかなんとかということは全くありませんので、そこのところはよく理解をしとってもらいたいと思います。

それから、不信感という言葉ですが、これの法的根拠って、そんなものはないと思います、単なる言葉ですからね。ただ、そういった行政の動きに対して不信感を抱く疑義があるということに対して使った不信感という言葉ですので、これに対して質疑する必要はないと私

は思います。以上です。

○議長（山下浩平君） 林竹松君の3回目の質疑を許可いたします。林竹松君。

○13番（林 竹松君） 3回目の質疑を行いたいと思います。

まず、山本議員の今説明がありました、適正価格、これが幾らであるのかということは私は聞きました。それに対する説明、答弁というものは一切ありません。それと、そのことが云々で工事がとまってしまうというようなことも私は聞いておりません。そういった聞いていないことを説明をするんじゃないし、聞かれたことに対してきちっと納得できるように答弁をしてもらいたいと思います。

そして次には、私がお聞きしたことは、不信感ということをお聞きしましたが、それに対する法的根拠、説明というものは一切ありませんね。もう一度聞きますが、このことが法的根拠にないとするならば、この言葉は私は削除してもらいたいと思います。削除しなければならぬと思います。そのことをよく考えてひとつ答弁を求めたいと思います。

そういったことが賛同者もわかっておって賛成したのかどうかということをつけ加えておきます。

これで3回目の質疑を終わります。

○議長（山下浩平君） 提出者の答弁を求めます。山本賢誓君。

○10番（山本賢誓君） 林議員の質疑にお答えします。

適正価格ということですが、全ての項目においては市民課のほうへ情報開示を求めますけれども、まだされておりませんので、その工事費内訳の中には400項目、500項目の工事種類がありますので、その中で全部構成されて5,400万円というものが出てきます。私が今できるのは、議会資料として提出された部分の一部ですよ、先ほど説明したのは。そういった中で単価っていう話をさせていただいたので、工事全体の各項目に応じての適正価格というのは、私はわかりません。もうちょっとすれば情報開示で出ますけれども、それも単価の部分においては恐らく黒塗りという分になると思いますので、最終的にそういったものがわかるとすれば、火葬場建築工事が全部終わってからということになりますので、御理解願いたいと。

それから、適正価格というのは、もう一つ言わせてもらえば、役所が組んだ設計単価に応じた設計と業者側がそれをそれでオーケーですよと落札した金額、それがもとになってくると思います。それから、スライド条項になるなり、当初の見積単価が間違っていたらそれを是正するとかというふうに、単価構成をやり直して増額なりにするということがひとまずの適正単価ということになると思います。

それから、説明の中で私が不信感という言葉というのは、もう提案理由の中に言ったとおりですので、それはここで3回の答弁で3回とも言ってますので、それはもう御理解願いたいというふうに思います。

それで、単価を私が調査をしたと、確かに建設物価で上がった分もあれば、それから労務単

価も上がった分もあるけれども、その上昇率が余りにも大きいという部分でもう一回見直してくださいということ、5,400万円全部削除しろということじゃないということは何回も言ってますので、もう一回見直していただければ、4,000万円になるか5,000万円になるかもわかりません、それは。この金額5,000万円を上げたのを全部やめろということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、不信感という言葉を使うなら取り下げということですがけれども、これは疑いのあることに対する表現の仕方ですから、ちゃんと国語辞典に載ってる分の文章を使っていますから、それはそれで私の提出理由の中に入れておきますので、それを取り下げということにはならないと思ひます。

○議長（山下浩平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出者に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第1、議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について賛成討論を行います。

本案は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として閣議決定に基づき国の補正予算を受けて地方創生の先行実施やそれに係る交付金事業のほかに、各事務事業や実績、また実績見込み等に伴う不用額等の減額補正や繰越明許費及び地方債について補正をするものであります。この補正予算の中には、地域住民生活など緊急支援のための交付金事業として地域振興券発行事業や地方版総合戦略策定事業、室戸世界ジオパークセンターオープン関連広告費、ジオパークトライアスロン補助金など、早急に着手をしなければならない事業がたくさん盛り込まれているところでございます。このほかにも、看護師雇用促進補助金、不妊治療など補助金、また新火葬場整備事業費、またあったかふれあいセンター委託料や津波避難路整備事業など、住民生活に密着をした予算が数多く計上されており、市民にとっては大変重要な予算となっているところでございます。

これらの重要な事業が数多く計上されている本補正予算は、国の緊急経済対策の趣旨からも早期成立、早期執行により、少しでも早く市民生活への経済波及効果につなげていかなければならないと考えております。

以上の理由によりまして、本案に対し賛成をするものでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願ひをいたしまして、議案第24号に対する賛成討論といたします。

○議長（山下浩平君） 次に、原案及び組替え案両方に反対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。町田又一君。

○12番（町田又一君） 12番町田。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について賛成討論を行います。

本案は、国の緊急経済対策による地域住民の生活と緊急支援のための交付金事業として地域振興券発行事業や、4月29日から始まる東部博の目玉事業の一つと言われておりますジオパークトライアスロン補助金、地方版総合戦略策定事業、世界ジオパークセンターオープン関連広告費など早急に着手しなければなりません。ほかにも、看護師雇用促進補助金、不妊治療等補助金、あったかふれあいセンター事業委託料や津波避難路整備事業、新火葬場整備事業等、市民生活にとって大変大切な予算がたくさん計上されております。

本案は市民にとって大変重要な予算であると言っても過言ではありません。議員各位の御賛同を賜りますように心よりお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（山下浩平君） 次に、組替え案に対する賛成討論の発言を許可いたします。脇本健樹君。

○5番（脇本健樹君） 5番脇本。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、15節工事請負費7,323万3,000円について、新火葬場建設主体工事請負契約変更増額分5,141万6,226円は、事故繰越を行い増額するものでありますが、主な工期のおくれ等の説明や提出資料及び手続が十分でなく不明瞭であり、工事金額約33%増額金額が適切な価格なのか疑問が残るため、再検討を望むため、組替え案について賛成するものであります。議員の皆様のお理解をお願いいたします。

以上、組替え案に対する賛成討論を終了します。

○議長（山下浩平君） ほかに討論はございませんか。林竹松君。

○13番（林竹松君） 13番林。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算原案に対する賛成討論を行います。特に新火葬場の予算について討論を行います。

人の命は100%の確率で果てるものであります。現在の火葬場は、部落差別をなくするために同和対策事業で建設されたものであります。これまで多くの市民が恩恵を受けてきました。現在、施設の老朽化が進み、傷みも激しく、耐用年数も過ぎております。小松市長が政治生命をかけて新火葬場の建築に取り組んできたことに対し、私は小松市長を初めとする執行部の皆様に敬意を表するものであります。市民の皆様も新しい火葬場が建築されることを一日千秋の思いで待ち焦がれております。

しかし、火葬場の増額補正を含んだ一般会計第11回補正予算案の委員会審査においても、3



名の議員が反対したとお聞きをいたしております。我々議員は多くの市民の負託を受けて議会に籍を置いております。議員の使命は、市民の福祉の向上、幸福と利益を守ることではないでしょうか。市民は一刻も早く新しい火葬場が完成されることを願っております。その市民の願いを、市民から負託を受けた議員が阻害することはできません。

執行部も業者も一生懸命に取り組んできたものであります。業者にしても、従業員、その家族を含めると70人近くの者がかかわっております。その人たちを路頭に迷わすようなことを議員ができるでしょうか。

市民の願いをかなえること、これこそが我々議員に課せられておる責務であります。人はいずれ死に、火葬場のお世話にならなければならないことをつけ加えておきます。そういったことを御理解いただきまして、議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上で賛成討論といたします。

(発言する者あり)

○議長(山下浩平君) 静粛に。

(発言する者あり)

○議長(山下浩平君) ほかに討論はございませんか。上野祥司君。

○7番(上野祥司君) 7番上野。議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算に組替え提出した動議に賛成の立場で討論させていただきます。

私の場合、まず火葬場の本体工事に1億5,000万円、それが25年からの明許繰り越し、それから27年への事故繰越ということで5,100万円程度契約をし直さにかいかんということに、まず最初、あれこんだけ上がらにかいかんもんじゃるかという思いがありました。そして、これは小松市長も事故繰越の部分ではこのようなことがあってはならないけれどというようなお話もありましたが、本来単年度に行うべきものを明許繰り越し、事故繰越というような余り前例のない事例が発生したような事例でございますので、慎重な上にも慎重であるべきと考え、山本議員の提出の動議に賛同いたしました。その気持ちは今も変わっておりません。議員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

○議長(山下浩平君) 静粛に。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下浩平君) なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第24号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について行います。

まず、原案に対する組替え案から採決いたします。

原案に対する組替え案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山下浩平君） 起立少数であります。よって、原案に対する組替え案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山下浩平君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第2、議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてから議案第39号安芸広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまで、以上18件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。亀井総務文教委員会委員長。

(総務文教委員会委員長報告)

○総務文教委員会委員長（亀井賢夫君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてから議案第39号安芸広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまで、以上18件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、3月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてであります。

まず、商工観光課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項商工費、3目観光費、13節委託料、ふるさと旅行券発行事業委託料で割引旅行券が使用可能な宿泊施設の軒数と宿泊料金及び利用者数の見込みについて質疑があり、執行部から、対象となる宿泊施設はこれから募集して決定する。料金は各宿泊施設でばらつきがあるが、平均すると6,000円程度ある。この旅行券の有効期限は6カ月であり、その間、2,700人の利用者を見込んでいますと答弁がありました。

企画財政課につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、まちなみ保存専門員に必要な資格や勤務形態について質疑があり、執行部から、資格については一級及び二級建築士、木造建築士、1級及び2級建築施工管理技士もしくは工業高校など工業系学校の建築学科卒業の方を考えている。年齢制限はないが、フィールドワークが可能な年齢の方をお願いしたい。勤務体制は週29時間以内であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この条例の一部改正により、どの程度の予算増額となるかと質疑があり、執行部から、今回の条例改正は課長級の平日深夜分の特別勤務手当について改正するものであり、毎年、土日、祝祭日の管理職員特別勤務手当は60万円を計上しているが、今回の条例改正により平日深夜分として課長級20名で3回分を想定した37万円の予算を計上していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市伝統的建造物群保存地区における室戸市税条例の特例を定める条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、現在伝統的建造物群保存地区内の対象となる133棟の固定資産税の課税状況はと質疑があり、執行部から、家屋については固定資産税は非課税の取り扱いであるが、土地については通常どおりの課税であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号ふるさと室戸応援寄附金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号室戸市文化財保護条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回の一部改正で保育料を使用料と改めるのはどうしてかと質疑があり、執行部から、現在保育は児童福祉法が根拠法令であるが、平成27年4月1日付で子ども・子育て支援法が施行され、それが根拠法令となる。その中で、保育所という施設を利用するという考え方により使用料と定めているためであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号保育所の保育実施に関する条例の廃止についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号室戸市中央公園条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、運動広場照明設備の使用料を1時間につき400円と定めるとのことだが、その算定根拠はと質疑があり、執行部から、以前照明設備としてテニスコートの照明使用料250円だけであったが、今回ナイター照明ができたことで照明の種類を2つに分けた。使用料400円の根拠は、電気料金での基本料金及び稼働時間による積算とした。稼働時間を月20時間程度使用と試算し、それに基本料金を積算して算出したものである。近郊区町村の金額とも比較して妥当であると判断した。また、設備は電気料金が低額のLED照明を使用していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成27年度室戸市一般会計予算についてであります。

まず、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、6目企画費、1節報酬、地域おこし協力隊員等報酬は何名分かと質疑があり、執行部から、地域おこし協力隊員は、農林水産課で集落支援を中心に取り組んでいる者が3名、企画財政課で市のPR、移住促進、ふるさと納税の関係に取り組む者が2名、合計5名であると答弁がありました。

また、この地域おこし協力隊員の任期は3年とのことだが、任期満了となる者はいるかと質疑があり、任期満了を迎える者は2名いる。任期満了後も地域に根づいてくれるように市のほうでもバックアップしていきたいと答弁がありました。

次に、総務課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、8目諸費、15節工事請負費、防犯灯整備工事費496万円の工事箇所について質疑があり、執行部から、防犯灯をLED化する工事費である。市内全体で防犯灯は1,600カ所があるが、本年度は300カ所の取りかえを予算計上している。また、新設は10カ所の予定であると答弁がありました。

次に、財産管理課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、5目財産管理費、18節備品購入費、公用車他購入費1,145万9,000円、中型バスを購入することとのことだが、使用目的について質疑があり、執行部から、細部についてはまだ決定していないが、老人クラブの会合、研修、スポーツ大会など公務としての利用があれば利用してもらいたいと考えている。また、使用料を取る予定は今のところ、していないと答弁がありました。

また、この中型バスの運転手はシルバー人材センターに委託する予定をしているようだが、事故などに備えて特別な契約をするのかと質疑があり、シルバー人材センターの派遣事業により運転手を派遣してもらおう形になる。派遣者が市の出張命令を受けるので公務扱いとなるので、市有物件の保険で対処するように考えていると答弁がありました。

次に、ジオパーク推進課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項総務管理費、13目ジオパーク推進費、19節負担金補助及び交付金、室戸ジオパーク推進協議会補助金2,400万円の内訳について質疑があり、執行部から、職員の人件費が主なものである。27年度は協議会用の公用車を購入する予定であり、その分が加算されている。上限200万円でワゴン車購入を考えていると答弁がありました。

また、同じく13節委託料、室戸ジオパークセンター機能強化事業委託料750万円の内訳について質疑があり、内訳としては人件費が600万円、印刷製本費、通信費、旅費が各20万円、講師謝礼が80万円、保険料が5万円である。保険料については、室戸世界ジオパークセンターを盛り上げるため、観光協会が主催となりイベントを開催する際に保険加入する必要があるので、経費として計上したと答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部の説明の後、委員から、5項住宅費、1目住宅総務費、19節負担金補助及び交付金のうち、ブロック塀対策推進補助金410万円、1戸当たりはどういった補助なのかと質疑があり、執行部から、1戸単位での補助ではなく、上限額は20万円を設けての補助である。ブロック塀を壊したり、差額でフェンス等を設置することに補助するものであると答弁がありました。

また、1項総務管理費、14目防災対策費、15節工事請負費、津波避難施設等整備工事費は既に整備された避難路の修繕も可能かと質疑があり、今回の予算は新規に整備するものが対象であり既存施設の修繕は含まれていない。修繕が必要な場合は自主防災組織等と協議を行い、市の対応を検討したい。小規模の修繕であれば、市単での工事対応を検討していると答弁がありました。

次に、市民課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項保健衛生費、4目環境衛生費、1節報酬7万3,000円で環境対策審議会委員は環境対策について専門的な知識が必要かと質疑があり、執行部から、環境対策審議会委員は10名である。特に専門的な知識は必要とせず、室戸土木事務所長、室戸警察署長、芸東衛生組合事務局長、商工会会長、常会長などで構成されていると答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部の説明の後、委員から、2項児童福祉費、5目児童館費、7節賃金、事務補賃金384万6,000円は2名分とのことだが、何か資格を持っているのかと質疑があり、執行部から、1名が児童厚生員の資格を持っている。勤務は月曜から土曜日までであり、代休の補助としてパート職員2名も雇用していると答弁がありました。

また、児童館の利用対象者の年齢について質疑があり、対象者は18歳までだが、主な利用者は幼児から小学生であると答弁がありました。

次に、人権啓発課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項社会福祉費、6目社会福祉施設費、15節工事請負費6,800万円では羽根市民館大規模改修耐震補強工事を行うが、市内で耐震補強工事が必要な市民館はあと何館あるかと質疑があり、執行部から、平成28年度に吉良川市民館を予定している。13節委託料の中には吉良川市民館の設計委託業務も含まれている。吉良川市民館で市内6館全館の耐震補強工事が終了すると答弁がありました。

次に、保健介護課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項保健衛生費、3目健康推進費、8節報償費のうち、すこやか子育て祝金300万円は何人分かと質疑があり、執行部から、室戸市に1年以上居住しており、子を出産した者又は当該子の親権者に、1子につき5万円を祝金として支給する。平成24年度は男27人、女33人の60人、平成25年度は男33人、女30人の63人の出生があったため、今

回の予算には60人分を計上したと答弁がありました。

次に、農林水産課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬、農業委員報酬333万8,000円で農業委員は何名いるのか、また定年制度はあるのかと質疑があり、執行部から、農業委員会委員報酬は21名分を計上した。定年制度は設けていないと答弁がありました。

また、3項水産業費、3目漁港整備事業費、15節工事請負費、漁港整備工事費1億3,400万円、羽根漁港の整備計画はいつまでかと質疑があり、当初の計画では平成24年度から28年度であったが、ここ数年の国からの割り当て金額の減少により計画の見直しが必要となった。平成28年度に見直し計画を策定すると答弁がありました。

次に、商工観光深層水課であります。

執行部の説明の後、委員から、1項商工費、2目商工振興費、13節委託料、水産加工品新規販路開拓事業委託料1,569万円の内容について質疑があり、執行部から、この事業は国の緊急雇用に関するものである。県からの全額補助でかまぼこ店の練り物製品に付加価値をつけてPRし、収入の増加につなげ、正規職員をふやすことを目的としていると答弁がありました。

また、1項商工費、3目観光費、11節需用費の修繕料1,060万円の主な内訳について質疑があり、主なものとしては、海洋深層水体験交流センターのセラミックのろ過装置の修繕623万8,000円と同じくセンターの空調設備の修繕85万3,000円であると答弁がありました。

次に、消防本部であります。

執行部の説明の後、委員から、1項消防費、1目常備消防費、18節備品購入費、消防救急救助装備品等購入費270万円は、潜水装備品を購入することだが、その内容はと質疑があり、執行部から、潜水活動の際に必要な現場の目印となる浮標や潜水病の予防のための機器を購入すると答弁がありました。

また、1項消防費、3目非常備消防費、8節報償費、団員表彰他報償費で表彰の対象となるのは在職何年以上の者かと質疑があり、在職20年以上が対象となる。今年度の人数は確定していないが、8名分の予算を計上したと答弁がありました。

次に、学校保育課であります。

執行部の説明の後、委員から、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料、15節工事請負費で吉良川小学校トイレ改修工事とあるが、今後ほかの小学校についても改修の予定があるのかと質疑があり、執行部から、以前から吉良川小学校のトイレは悪臭がひどい。西部学校給食センターの建設に合わせ、今回トイレの改修も行うことになった。現在はくみ取り式トイレであるので、水洗化すると答弁がありました。

次に、生涯学習課であります。

執行部の説明の後、委員から、4項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬332万1,000円の世界教育委員の人数はと質疑があり、執行部から、社会教育委員の人数は現在8名

である。学識経験者、公民館長が委嘱されていると答弁がありました。

会計課、滞納整理課、税務課、選挙管理委員会、監査委員事務局、建設課につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号安芸広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

**○議長（山下浩平君）** ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山下浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

**○議長（山下浩平君）** 次に、日程第3、議案第5号室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから議案第37号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定についてまで、以上20件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。堺産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

**○産業厚生委員会委員長（堺 喜久美君）** 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第37号まで、以上20件につきましては、今期定例会において当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしまして、3月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第5号室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市介護福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてで



あります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号室戸市介護保険条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、基金残高は幾らかと質疑があり、執行部から、平成27年1月現在で1億2,000万円程度であるが、今後、国・県への返還金があり、26年度の事業確定後、9,000万円前後となる見込みであると答弁がありました。

次に、今回の一部改正による介護保険料の基準額についてと質疑があり、第5期計画では7つの所得段階のうち第4段階の(2)月額保険料5,500円を基準として、各所得段階へ0.50から1.50までの率を掛けて保険料を算出していたが、第6期計画では所得段階が9段階と分かれ、そのうち第5段階、月額保険料5,800円を基準として、各所得段階へ0.50から1.70までの率を掛けて保険料を算出していると答弁がありました。

次に、この保険料5,800円の根拠はと質疑があり、執行部から、第6期介護保険事業計画により過去の給付費、人口の伸びなど過去のデータから推計し、今後3年間で給付費がどれくらい必要か全体を押さえ、それに対して保険料の見込みを算出したものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、小規模多機能型居宅介護施設において、登録定員と利用定員の違いはと質疑があり、執行部から、小規模多機能型居宅施設は通所サービスを中心に宿泊サービス、ショートステイなどを組み合わせた介護施設であり、登録定員は使用を申し出た者の数であり、25人まで登録できる。利用定員は一度に利用可能な人数であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第21号室戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号室戸市沿岸小型共同利用漁船設置及び管理条例の廃止についてであります。

執行部から説明の後、委員から、市の所有船がなくなったため設置管理条例を廃止するということだが、この事業自体も廃止するのかと質疑があり、執行部から、本市で建造した船舶は順次関係漁協へ無償譲渡しており、本市の所有船が1隻となったが、その1隻についても本年1月に解体処分を終了したため本条例を廃止するものである。今後の事業の見込みはないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、赤字補填のため1億5,000万円繰り入れをしているが、本年度の収支見込みはと質疑があり、執行部から、1億5,000万円の繰り入れにより実質単年度収支は黒字の見込みである。累積赤字4億6,400万円についても二、三千万円程度減少する見込みであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成26年度室戸市水道事業会計第2回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、特別損失4億5,015万8,000円の処理についてと質疑があり、執行部から、長年の課題でありました建設仮勘定の処理について、平成26年度に地方公営企業会計基準が改正される中で処理する方法が見つかりましたので、今回処理するものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、歳入ではそれぞれ収納率が現年が96%、滞納が15%を見込んでいるが、25年度実績と比較してこの数値の確保が見込めるのかと質疑があり、執行部から、25年度実績としては、一般退職者を含め現年は96.05%であり、滞納分は14.51%であった

ので、15%とほぼ現実に近い予算を組んでいると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成27年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、審査会での開催回数と認定件数はと質疑があり、執行部から、認定数は、平成26年度2月末で、本市が1,307件、東洋町が295件、合わせて1,602件、開催が47回である。25年度では、認定件数が本市が1,406件、東洋町が323件、合わせて1,729件の51回の開催であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今回の8,000万円の取り崩しで基金の残高がなくなれば新たに一般会計からの繰り入れをするのか、それとも全額保険料で賄うのかと質疑があり、執行部から、約8,000万円の取り崩しを行うと基金のほうが厳しくなり、第7期計画では年度途中で約1,000万円から約4,000万円になる。年度途中で基金がなくなれば、県から基金を借りて、それを第7期計画の中で給付とあわせて返還していくことになり、保険料を上げざるを得なくなると考えられる。一般会計からの繰り入れは難しいのではないかと思うと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、基金繰入金が本年度は287万2,000円であるが、繰り入れた後の基金残高は幾らかと質疑があり、執行部から、基金は給水基金と振興基金の2種類があり、その中の給水基金が25年度の出納閉鎖時点で1,450万7,712円あったが、26年度は約1,065万円ぐらいの取り崩し額になると予想している。この27年度の287万2,000円を差し引くと、給水基金の残高が99万7,712円の見込みになる。また、振興基金は159万8,000円であると答弁がありました。

次に、市債を発行しているが、深層水関係の合計はどれくらいかと質疑があり、市債については、今まで発行した一つが平成12年度に借り入れした分で、平成27年度で返済が終了し、27年度の残高は78万8,799円、もう一つは平成15年度借入分が平成28年度で返済が終了する。27、28年度合わせると約803万円となり、今回の借入分が1,330万円であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成27年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、当市の障害区分別の人数と年齢構成はと質疑があり、執行

部から、平成26年3月末時点で視覚障害者115名、聴覚平衡機能障害者136名、音声言語障害者12名、肢体不自由者749名、内部障害者421名、合計で1,433名である。およそ80%近くの方が65歳以上となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成27年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成27年度室戸市水道事業会計予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、事業収益をそれぞれ見込んでいるが、その算出方法はと質疑があり、執行部から、平成26年度の収入見込みに前年度と3年間の減少率を掛けて算出していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更についてであります。

執行部から説明の後、委員から、遅延理由の中で別途工事である造成工事に工期を要し、基礎工事の着工がおくれたということだが、それは何カ月か、また主体工事のおくれはと質疑があり、執行部から、造成工事については2カ月おくれ、3月までかかった。主体工事についても7月の下旬までに1階の附帯工事が完了する予定であったが、実際は3月中・下旬から始まって9.5カ月かかる工程となったと答弁がありました。

次に、既設の火葬場を使用する影響は契約する時点でわからなかったのかと質疑があり、既設の火葬場の業務に支障が出ないように配慮を指示していたが、結果的には26年3月から26年12月の間だけでも243件もあり、それも大きな要因としてこの遅延率2倍ということになったと答弁がありました。

次に、発注した時点で予想しなかったかということは行政側の責任ではないかと質疑があり、結果的には仕様書に載せておけばよかったのではないかと考えていると答弁がありました。

次に、工期のおくれについて、設計監理者とかの報告書はないのかと質疑があり、工程表は折々にできており、現場でも15回ほど、また臨時の打ち合わせをしていく中で、工期のおくれや現場の工事の調整とかスケジュールの確認は続けてきたと答弁がありました。

次に、工期がおくれたことによって請負金額が5,141万6,000円の増額となったのではないかと質疑があり、執行部より、業者からやむを得ない理由による工期の延長により、スライド条項に基づく請負金額の変更を提示され、それに対して協議を行い、今回この価格となっていると答弁がありました。

次に、工期がおくれた理由の一つに下請専門業者の県内人手不足などもあると思うが、今の火葬場現場ではどれほどの下請業者が入っているのかと質疑があり、主体工事の下請業者は6

社である。大きな工事でもあり、国の前倒し事業などで公共工事がふえており、県内でも専門下請業者が不足している現状であると答弁がありました。

次に、この火葬場整備事業の事業費総額は当初からすると幾らになったのかと質疑があり、入札時が1億5,369万2,000円であり、今回で総額は4億5,300万円になると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、指定管理者を一般公募したのかと質疑があり、執行部から、この施設自体はイルカ5頭を飼育して観光事業を進めるなど特殊性があり、従前の指定管理者もこのNPO法人室戸ドルフィンプロジェクトであり、十分に事業が運営されてきたことの評価と、それとあわせて地元の方5名を雇用されており、また会員は企業が55団体、個人が365名の方にかかわっていただいている、そのことも含め審査をした。また、イルカを飼って事業を展開していく事業者自体が市内に見当たらないので、指定管理者としての公募はせず、この1社で選考をしたと答弁がありました。

次に、漁港の使用期間は定められているのかと質疑があり、基本的に港の使用期間は3年間と定められており、指定管理期間も同じ3年間であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（山下浩平君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第4、議案第40号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第5、議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第2、議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてから日程第5、議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上40件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。議案第36号平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更について、賛成討論を行います。

本案は、資材や労務単価の増加及び工法変更等に伴い請負契約を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき今定例会に提案をされたものであります。

新火葬場建築主体工事は、平成25年9月第4回定例会において契約議案可決後事業に着手されたものであります。本工事とは別工事である用地造成工事等において、使用する大型炉の生産業者が1社しかいない上に受注生産であり、年度末ということも重なり、納入に日時を要し、造成工事に平成26年3月まで工期を要することとなり、火葬場基礎工事への着工がおくれたものとなっているものでございます。

また、着手後において、相次ぐ台風の襲来や豪雨など夏場の異常気象や全国的な専門業者や鉄筋工や型枠工などの専門業者の人手不足、さらに現火葬場を使用しながらの工事であったために、工事騒音への配慮などからたびたび中断を余儀なくされたことや、また進入路である市道の補強工事等が必要となったこともあり、やむを得ず工期を延長せざるを得なくなったものであります。また、それらに伴い、資材や労務単価の増加、工法変更等の理由により工事費の増額変更が必要となったものであります。

新火葬場は、市民待望の施設であり、これ以上の遅延は市民生活に与える影響も大きく、早急な契約変更手続によって、少しでも早い完成を目指すべきであると考えます。

以上の理由により、私は本案に対し賛成をするものでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたしまして、議案第36号に対する賛成討論は終わります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山下浩平君） ほかに討論はございませんか。町田又一君の賛成討論を許可いたします。

○12番（町田又一君） 12番町田。議案第28号平成27年度室戸市一般会計予算と議案第36号平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更についてと議案第38号平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更についてまで、以上3案について賛成討論を行います。

議案第28号平成27年度室戸市一般会計予算につきましては、厳しい財政状況の中にあって、行財政の健全化を図りつつも、一方で市民の安全・安心を守るための保育所高台移転補償事業や津波避難タワー、学校の耐震改修事業などの防災対策、乳幼児医療費助成の拡大などの子育て支援策、新規就業者支援などの産業振興対策など、今の室戸市にとって大変重要かつ欠かす

このできない住民生活に密着した予算が数多く計上されており、市長の市政への真摯な取り組み姿勢が反映された市民にとってとても大切な予算であり、着実に推進されなければならない予算であると思います。

また、議案第36号平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更につきましては、用地造成工事のおくれや台風等の天災に伴うまことにやむを得ない理由による必要な変更であり、火葬場は市民待望の施設であって、市民生活への影響も大きく、一日でも早い完成を目指すべきであると考えます。

また、議案第38号平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更につきましては、台風による災害の影響に加え、地中埋設物が発見されたことによる処理費や子供の安全確保のための境界フェンスの追加など、既決予算内での変更であり、やむを得ないものであると理解をするものです。西部学校給食センターは、吉良川、羽根地区の市民が長年待ち望んでいた施設であり、保護者は一日も早い給食の開始を心待ちにしており、早急な契約変更手続によって一日も早い完成を目指すべきであります。

これらの理由によりまして、以上3案に対し賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしく願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（山下浩平君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

これをもって日程第2、議案第1号から日程第5、議案第41号まで、以上40件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第2、議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市伝統的建造物群保存地区における室戸市税条例の特例を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号ふるさと室戸応援寄附金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されま



した。

次に、議案第10号室戸市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号室戸市文化財保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号保育所の保育実施に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号室戸市中央公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成27年度室戸市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号安芸広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市介護福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号室戸市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号室戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号室戸市沿岸小型共同利用漁船設置及び管理条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成26年度室戸市水道事業会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成27年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成27年度室戸市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第40号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に前田孝治氏を選任することについて同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、前田孝治氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

次に、日程第5、議案第41号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に竹崎薫氏を選任することについて同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、竹崎薫氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第6、議案第42号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりであります。

本案に関し提出者から提出理由の説明を求めます。濱口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（濱口太作君） 提出理由の説明を行います。

ただいま議題となっております議案第42号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、議会の運営に関する事項であり、議会運営委員会の所管事項であります。

本委員会といたしましては、1月9日、議長出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

これまで市の根幹をなす総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定根拠がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなっております。

議会は、市民の負託を受けており、市の根幹の総合計画に全くかかわらないのは議会の存在を失うものであることから、執行部が策定すれば、従来どおりに議会の議決を経て定めるように整備し、従来どおりに議会のチェック機能を働かせるために、総合計画の基本構想については法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とすることと決しました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（山下浩平君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

ただいまの提出理由の説明について質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出者に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第6、議案第42号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

これをもって日程第6、議案第42号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第6、議案第42号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第7、議案第43号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりであります。

本案に関し提出者から提出理由の説明を求めます。濱口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（濱口太作君） 提出理由の説明を行います。

ただいま議題となっております議案第43号室戸市議会委員会条例の一部改正につきましては、議会の運営に関することであり、議会運営委員会の所管事項であります。

議会運営委員会といたしましては、1月9日及び2月10日、議長出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

まず、条項中第2条第2項第2号の改正につきましては、室戸市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が平成26年3月定例会で可決され、次の一般選挙から施行することになり、それに伴い本委員会条例の一部改正をする必要が生じたためであります。

また、条項中第20条の改正につきましては、さきの第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴い、本委員会条例についても一部改正を行うものであります。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（山下浩平君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

ただいまの提出理由の説明について質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出者に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第7、議案第43号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） なしと認めます。

これをもって日程第7、議案第43号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第7、議案第43号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山下浩平君） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決しました。

なお、先ほど継続審査申出書とともに配付させていただきました平成25年度の教育に関する事務の点検及び評価の報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、3月13日付で教育長から提出いただいたものであります。よろしく願いをいたします。

本日出席されている執行部の中で、3月末をもって退職される方が4名おられます。谷口財産管理課長、長谷川税務課長、中西商工観光深層水課長、中山監査委員事務局長であります。長きにわたり市の行政事務に携わり、今日の室戸市政の基礎を築いた功績は非常に大きいものがあります。本日が最後の議会になりましたが、健康に十分御留意され、それぞれの新しい人生を歩んでいただきたいと思います。長い間、御苦労さまでございました。そして、ありがとうございました。（拍手）

休憩いたします。

午後0時36分 休憩

午後0時38分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任されました。

これにて平成27年3月第2回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後0時39分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

室戸市議会副議長

〃 議員

〃 議員